

届出が、  
窓口 来館日  
郵送 ポスト投函日

# 日本人x日本人 オーストラリアの方式で婚姻

## <注意事項>

- ・用紙はA3でプリントアウトしてください。
- ・記入は消えない黒いペンをご使用ください。
- ・署名以外の部分はパソコン入力したもので受付が可能です。
- ・書き間違えた場合の訂正は二重線でしていただきます。
- ・修正テープ等のご使用できません。
- ・届出用紙『証人』欄は日本法による創設的婚姻届けの場合のみ記入が必要です。

# 婚姻届

令和 年 月 日 届出

在シドニー日本国総領事 殿

	夫 になる 人		妻 になる 人	
(1) 氏 名	がいむ たろう 氏 名 外務 太郎		おつの しょうこ 氏 名 乙野 省子	
和暦で記入	昭和 〇年 〇月 〇日		平成 〇年 〇月 〇日	
(2) 住 所	オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州 サバーブ 〇ストリート〇番地〇号 世帯主の氏名 外務 太郎		オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州 右に同じ 世帯主の氏名 右に同じ	
(3) 本 籍	東京都千代田区霞ヶ関 一丁目1番地 筆頭者の氏名 外務 太郎		大阪府大阪市中央区谷町 二丁目1番地 筆頭者の氏名 乙野 慎吾	
届出人署名 又は印	父 外務 和男	続き柄 長 男	父 乙野 慎吾	続き柄 二 女
両親共に健在で同じ戸籍上に記載のある場合は、母の氏名 の記載は不要	母 令子	養父	母 愛子	養母
(4) 婚姻後の夫婦の 新しい本籍	<input type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏	新本籍(左の☑の氏の人が入籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 夫婦どちらかの本籍地を記入。又は異なる土地に新本籍地を設ける場合は、本籍地として 設定可能かどうか、番地等の正確な表記など、事前に該当する役場にご確認下さい。		
いずれかに チェック	同居を始めたとき <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 元 年 7 月		(結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)	
(6) 初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 ( <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日)		<input type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 ( <input type="checkbox"/> 死別 <input checked="" type="checkbox"/> 離別 平成29年 1月 31日)	
同居を始める 夫婦の おもな仕事と	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯		日本国籍者の場合は和暦で記入 外国籍者の場合は西暦で記入	
夫婦共にひとつ にチェック	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している			
	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯 または1年未満の契約の雇用者は5)			
	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯			
	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(8) 夫 婦 の 職 業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
	夫の職業		妻の職業	
その他	令和 〇年 〇月 〇日 オーストラリア連邦 の方式により婚姻成立、 登録官 作成の 婚姻証書添付。			
届出人署名 (※押印は任意)	夫		妻	
	印		印	

窓口にてご署名いただきますので、  
空欄でお持ちください。

(届出人の連絡先及び電話番号)

Tel: 夫 04XX-XXX-XXX 妻 04XX-XXX-XXX  
 Email: xxx.xxx@xxx.com xxx.xxx@xxx.com

証 人 (日本法による創設的婚姻届出のときだけ必要です)			
署 名 (※押印は任意) 生 年 月 日	印	印	
住 所	記入不要		月 日
本 籍	番地 番	番地 番	

### 記入の注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。  
この届出は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 「筆頭者の氏名」欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- 日本と外国の二つの国籍をもっている人は、日本人として本籍欄を書いてください。  
当事者の一方が外国人のときは、本籍欄に「国籍何国」とだけ書いてください。
- 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけ書いてください。  
養父母についても同じように書いてください。
- には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。ただし、外国人と婚姻する場合にはつけなくてください。  
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。
- 届を出す日に同居を始める人は、その日に同居したもものとしてその年月を書いてください。  
まだ同居を始めていない人は、その他の欄に「まだ同居を始めていない。」と書いてください。
- 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。  
内縁のものはふくまれません。
- 夫 □、妻 □ に当てはまると思うものに夫 、妻  のようにしるしをつけてください。
- 在留国の法律で婚姻したときは、婚姻した日から3か月以内に婚姻証明書をそえて出してください。この場合は証人欄は書かず、「その他」欄に婚姻成立年月日、婚姻の方式及び婚姻証書作成者の職名を記載してください。  
外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。  
当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出してください。この場合、外国人の国籍を証する書面(旅券写し等)を提出してください。
- 未成年者が婚姻するときは、父母(養子のときは養親)の同意書を出すか、または父母がその他の欄に同意の旨を書いて署名(※押印は任意)してください。
- 届出人や証人の署名は、はっきりとよめるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
- 届書は2通出してください。
- 戸籍謄本は原則不要ですが、本籍地において戸籍情報が電算化されていない方については、戸籍謄本の提出が必要となります。
- 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。